

横浜市公会堂条例等の一部改正及び横浜市スポーツ施設条例の一部改正について

1 改正目的

- (1) 横浜市青葉公会堂及び横浜市栄公会堂に、平成23年4月1日から、指定管理者制度及び利用料金制を導入するとともに、合築施設である横浜市青葉スポーツセンター及び横浜市栄スポーツセンターとの一体的管理を行うため、横浜市公会堂条例及び横浜市スポーツ施設条例の一部改正を行います。
- (2) 瀬谷公会堂の開館にあわせ、会議室等の利用料金を定める等のため、横浜市公会堂条例の一部を改正する条例[平成19年第2回市会定例会で議決]の一部改正を行います。

2 改正理由及び内容

(1) 一体的管理による指定管理者の指定〔市第7号議案第1条及び市第9号議案〕

横浜市青葉公会堂及び横浜市青葉スポーツセンター並びに横浜市栄公会堂及び横浜市栄スポーツセンターはそれぞれ同一の建物に設置されていますが、一体で管理運営を行うことにより、共用部分の管理責任が明確となり、安全かつ効率的な施設運営が図られることやサービス向上でのメリットが大きいこと等から、一つの団体を両施設の指定管理者として指定するための条例改正を行います。

公 会 堂	スポーツセンター
横浜市青葉公会堂	横浜市青葉スポーツセンター
横浜市栄公会堂	横浜市栄スポーツセンター

(2) 指定管理者制度導入による利用料金の設定〔市第7号議案第1条〕

公会堂料金の取扱については、区が直接管理している公会堂では「使用料」、指定管理施設では「利用料金」となっています。このため、今回、指定管理者制度を導入する横浜市青葉公会堂及び横浜市栄公会堂の使用料を利用料金に変更します。なお、利用料金の上限額は、現在の使用料と同額に設定しています。

(3) 横浜市公会堂条例の一部を改正する条例の一部改正〔市第7号議案第2条〕

横浜市瀬谷公会堂の建替にあたっては、当初、現瀬谷公会堂を一旦解体し、新瀬谷公会堂の供用開始までの間は、代替施設での運営を予定していたため、平成19年第2回市会定例会で、現施設の廃止と新公会堂の設置に関する条例の改正を行いました。

その後、PFI事業者からの提案により、建替計画が変更となり、施設の廃止の必要がなくなったため、一部改正条例の一部を改正します。

また、平成19年の条例改正時では、新瀬谷公会堂の会議室等の詳細が確定していなかったため、一律料金の講堂及び附属設備のみ利用料金を設定しましたが、この度、詳細が確定したため、会議室及びリハーサル室の利用料金を一部改正条例に追加します。

〔次ページ表参照〕

横浜市公会堂条例の一部を改正する条例の一部改正の概要について

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
当初計画案	建物	現・公会堂（条例施設）【直営】		公会堂代替施設（条例施設でない）		③新・公会堂の設置 ④利用料金規定	新・公会堂（条例施設）【指定管理者】
	条例	≪第2回市会定例会≫ ①現・公会堂の廃止 ②使用料規定の削除 ③新・公会堂の設置 ④利用料金規定 （講堂・附属設備）			≪第2回市会定例会≫ ⑤「④利用料金規定」 に会議室・リハーサル室を追加		
現計画	建物	現・公会堂（条例施設）【直営】				新・公会堂（条例施設）【指定管理者】	
	条例				≪第2回市会定例会≫ ①現・公会堂の廃止⇒削除（新旧公会堂の連続利用のため） ②使用料規定の削除⇒施行 ③新・公会堂の設置⇒削除（新旧公会堂の連続利用のため） ④利用料金規定（講堂・附属設備） ⑤利用料金規定に会議室・ リハーサル室を追加	施行 （下線部が今回改正部分）	